平成２９年（フ）第４２９１号
大阪府八尾市旭ヶ丘１丁目27番地の１　ビオトープ旭ヶ丘210号
債務者　杉浦　勇樹
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４０号
大阪府枚方市茄子作２丁目５番26号
債務者　小江　秀則
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４４号
大阪市此花区高見１丁目７番15―1803号
債務者　小村　孝一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６７号
大阪市旭区清水２丁目９番29号　ピュアコート清水　301
債務者　竹内　　幸
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６９９号
大阪市中央区松屋町住吉４番１号　フォーチュン松屋町903号、前住所大阪府東大阪市出雲井本町６番28号　明石マンション　202
債務者　吉田　優香
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３２号
大阪市平野区喜連１丁目２番３号
債務者　京林実佐こと　林　　実佐
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８０号
大阪府吹田市千里山霧が丘１番１―501号
債務者　桑田登志子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８９号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―526号
債務者　合田工業こと　合田　正茂
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９６号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目５番26―606号
債務者　小村　弘子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８５４号
大阪府東大阪市森河内西１丁目24番３号
債務者　梁元仁洙こと　梁　　仁洙
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３３号
大阪市平野区長吉六反３丁目８番15―702号、前住所大阪市東住吉区住道矢田１丁目19番５号
債務者　屋良美由紀（旧姓里井）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３４号
大阪市此花区伝法２丁目２番２―103号、前住所大阪府吹田市岸部中２丁目１番28号（103）
債務者　須波千津子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３７号
大阪市生野区新今里１丁目７番９―903号
債務者　木下鐘出こと　朴　　鐘出
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４５号
大阪市都島区都島本通３丁目16番12号　西村ビル　501号
債務者　林田　俊秀
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９５０号
大阪府東大阪市若江東町２丁目７番１―203号
債務者　新原　健夫
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７号
兵庫県加東市南山２丁目５番地２　ファミーユ203号
債務者　松下　　涼
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２４６号
香川県高松市伏石町1356番地４　サンフローラル102号
債務者　三好　輝明
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係